

# アイザック・バットの経済学批判と権利論

Tomonori Isaka, National Institute of Technology, Ibaraki College,  
"Isaac Butt's Criticism of Political Economy and His Theory of Rights"

茨城工業高等専門学校 井坂友紀

## 要旨

本報告の目的は、アイザック・バット (Isaac Butt, 1813-1879) の経済思想の特徴を、彼の経済学批判を軸に明らかにすることである。正統的経済学を教授する立場にもあったバットは、実は一貫して、鋭い経済学批判-既存の学説とそれに基づく経済学者の処方箋に対する批判-を展開していた。バットがトリニティ・カレッジでの経済学講義において示した効用に関する議論は、「交換価値」の「生産」に重点を置き「分配」問題を見ない経済学への批判を体現していた。また同じ講義においてバットは保護関税擁護論を展開し、自由貿易が善であるとする経済学を明確に批判した。そして後期の土地制度改革論では地主・小作関係を市場メカニズムに委ねるべきであるとする自由放任主義の経済学を厳しく批判した。こうした経済学批判の根底には自然法学をベースにした生存権的な権利に関する議論があった。バットはバークを援用し、あらゆる人々、とりわけ貧しい者たちが、貧困に対し社会ができる最大限のことへの権利を有している点を何度も強調した。この「生まれた土地に生きる権利」は「生得権」であり、財産権との関係でいえば「先行するより高い権利」であった。地主による土地清掃はまさにこの権利の、つまりは「社会契約」の侵害であった。だからこそ「法と財産権に対立し自然的正義と自然権を支持する形で干渉する」ことが国家の義務となるわけである。自然法学的な権利論に基礎を置くバットの経済思想は、自然法学と経済学の関わりについての支配的見解の枠組みを越えたところにあるのかもしれない。

## I はじめに

本報告の目的は、アイザック・バット (Isaac Butt, 1813-1879) の経済思想の特徴を、彼の経済学批判を軸に明らかにすることである<sup>1</sup>。

周知のようにバットはアイルランドの自治要求運動 (Home Rule) の主導者として知られている。1860年代後半にアイルランドの独立運動が過激化し (フィーニアン蜂起)、グラッドストーンが一連の改革法で対応を図る中、彼はアイルランド独自議会の創設を目指し 1873年に自治連盟 (Home Rule League) を立ち上げ、翌年に自治党 (Irish Home Rule Parliamentary Party) を結成した。バットの生前に大きな結果がもたらされることはなかったが、それはパ

---

<sup>1</sup> 本研究は JSPS 科研費 JP19K01580 の助成を受けたものである。

ーネル、そしてレドモンドへと引き継がれるアイルランド立憲的ナショナリズムの源流となった<sup>2</sup>。

しかしながらバットは同時に経済学者の顔も持ち合わせていた。彼はホイトリの寄付により創設されたダブリン大学トリニティ・カレッジ経済学講座の第2代教授として1836年から1841年までの5年間教鞭をとった<sup>3</sup>。彼はこの講座のルールに従い、この間の講義の内容の一部を冊子にまとめ、1830年代から40年代の間に3冊出版した(Butt 1837a, 1838, 1846)。彼はまたアイルランドの貧困問題が深刻化した同時期、救貧行政の問題点と解決策を論じた著作を世に送り出した(Butt 1837b, 1847, 1849)。そして選挙に敗れた1865年から自治要求運動のリーダーとして再び議会の表舞台に立つ1871年までの間には、地主による土地清掃及びそれを可能にしてきた土地制度を批判し小作農の保有の安全を確保するための政策を提言する著作を複数残した(Butt 1866a, 1866b, 1867a, 1867b)。

このように多くの経済学関連業績が残されているにもかかわらず、これまでバットの経済思想が十分に検討されることはなかった。彼が「無視された」経済学者の1人であることが明らかにされてから1世紀余りが経過したが<sup>4</sup>、バットを正面から扱った経済学史的研究論文は3本程度にとどまっている。英国人名事典によればバットは何よりも「政治家そして弁護士」であり(O'Day 2008)、パルグレイブ経済学事典の項目としてそもそもバットの名は挙げられていない。

バットの経済思想に関する先行研究は数が少ないだけに貴重ではあるものの、それぞれ問題点を抱えている。

1つ目は杉山忠平の1959年の論文「アイザック・バットの経済思想」である(杉山 1959)。この論稿において杉山は当時の彼に入手可能だった3冊のバットの著作をもとに、その経済思想の全体像を描き出そうとした。最初期の経済学講義の検討に最も多くのページを割いているものの、杉山は次に述べるモスとは異なり、土地問題に関するバットの著作についても若干の検討を加えた。その上で彼は、最初期の経済学講義にあらわれているバットの経済観と、政治活動に入った後に書かれた多くの著作にあらわれているそれとの間には「かなりのへだたり」があり、統一的理解を「いちじるしく困難」としていると結論づけた(杉山 1959, 112)。より具体的には、教授時代の経済観が「経済的自由主義にあったことは疑いない」が、政治家となったバットは、「土地問題についてだけ」ではあるが「経済的自由に対立する国民主義の立場をとるにいたった」のであり、両者の違いは「まことにいちじるしい」というわけである(杉山 1959, 117)。だがやはり3冊の著作のみでバットの経済思想を論じ

---

<sup>2</sup> 政治家としてのバット、あるいはその自治要求運動についての研究は少なくないが、標準的理解のために McCaffrey (1960)、伝記的研究として White (1946)、自治要求運動の詳細について Thornley (1964) をそれぞれ参照。

<sup>3</sup> Black 1983 は初代のロングフィールドと2代目バットを「独自の学派のようなもの」を形成する反正統派の経済学者 (Irish dissenters) と位置づけている。トリニティ・カレッジの経済学講座に関連する論考として以下も参照。Black (1947; 1948)、上野 (2003; 2006)。

<sup>4</sup> Seligman (1903, 531-533)。ただしセリグマンが光を当てたのは、ロングフィールドの限界理論の継承者としてのバットのみである。

ることには限界があり、教授時代と政治家時代とで経済観に「かなりのへだたり」があったとする杉山の断絶論は、初期のものを含めたバットの他の著作を読み込むならば、必ずしも説得力をもつとは言えない。

2つ目はモスの1973年の論文「アイザック・バットと帰属理論の初期発展」である(Moss 1973)。彼は、バットの議論のうちに限界原理の萌芽がみられるとするセリグマンやブラックらの指摘を踏まえつつ、帰属理論の先駆者としてバットを描き出した。だがモスの議論の核心部分はトリニティ・カレッジでの講義をまとめた2つの著作-最初期の、しかも分量の非常に少ない著作-に専ら拠るものであり、中期から後期にかけてのバットの著作群にはほとんど全く触れられていない。また、モスの主張の内容に関していえば、そもそもなぜバットが通説的な交換価値論ではなく効用の観点を重視したのかという根源的問いに答えていないところに大きな欠陥がある。

最後は、オーデイの2010年の論文「アイザック・バットと無視された経済学者」である(O'Day 2010)。オーデイは歴史学の立場から、バットの政治活動の基底には常に経済分析があった-その意味で一貫性があった-と主張し、ユニオニストからナショナリストへの転向者という既存のバット像を批判した。彼はバットの経済思想が既存研究において著しく軽視されていることに注目し、初期だけでなく中期から後期の経済関連の著作にも目を向けた。しかしながら、バットの政治活動の一貫性を描き出すことに力点が置かれ、浅く広い時系列での文献紹介の側面が強い上、特に後期の重要な著作についてはほとんど触れられないままとなっている<sup>5</sup>。

先行研究において見落とされているのは、バットの経済思想の核心が経済学批判にあるという点である。正統的経済学を教授する立場にもあった彼は、実は一貫して、鋭い経済学批判-既存の学説とそれに基づく経済学者の処方箋に対する批判-を展開していた。モスが注目したバットの効用論は、「交換価値」の「生産」に重点を置き「分配」問題を見ない経済学への批判を体現していた。また杉山が「経済的自由主義にあった」ことが「疑いない」と断言した教授時代にバットは保護関税擁護論を展開し、自由貿易が善であるとする経済学を明確に批判した。そして後期の土地制度改革論では地主・小作関係を市場メカニズムに委ねるべきであるとする自由放任主義の経済学を厳しく批判した。そしてこうした経済学批判の根底には自然法学をベースにした生存権的な権利に関する議論があり、それは教授時代から政治家時代に至るまで一貫していたのである。

以上を踏まえ、本報告では、バットの経済学批判を(1)分配重視論(2)自由放任主義批判(3)権利論の3つの側面から検討する。

---

<sup>5</sup> 「彼にとってホームルールは彼の万能薬である完全雇用の見込みを提供した」という1文が結論部分にあるが、「完全雇用」に関わる検討などは本文ではほぼ全く展開されておらず(Black 1983の主張に軽く触れているのみである)、唐突感が否めない(O'Day 2010, 398)。なお、このO'Day(2010)は、O'Day(2006)をベースとしたものである。

## II 分配重視論

### 効用重視論と“生産のための生産”批判

トリニティ・カレッジでの初回講義をまとめた『導入講義』(Butt 1837a) –これがバットの最初の出版物である–における最も特徴的な主張の1つは、効用の重視である。バットは「それによってわれわれに必要物を与え、あるいは欲望を満たすところの、事物のわれわれの本性との関係」と「それによって事物がある割合で相互に交換されるところの、事物相互の関係」とを区別し、前者を効用、後者を価値と呼んだ<sup>6</sup>。その上でバットは、「第1のもの [効用] が明らかに第2のもの [価値] の基礎にある」(Butt 1837a, 6) とし、次のように述べる。

全ての人間の努力の、また交換行為それ自体の、目的であり対象であるのは、効用であって価値ではない。(Butt 1837a, 6)

交換価値ではなく効用こそが生産の目的であるという主張の裏には、生産のための生産に対する批判がある。経済学は、富の生産、分配、消費を規定する法則を教えるものである。では富とは何か。それは「人の必要物を与えるかあるいは人の欲望を満足させ、その性質上移転されうる全てのもの」(Butt 1837a, 32) と定義される。重要なのは、富の定義において問題になるのは単に移転されうるかどうかであって、交換価値を有しているかではないということにある。バットによれば経済学者達は「交換価値を彼らの富の定義に混ぜ込む」が、「このことが経済学によるいくつかの誤った見解を生み出してきた」(Butt 1837a, 35)。富と交換価値との混同は、生産と蓄積の混同を生み出す。ブリテンの経済学者のほとんどは「富が作り出される唯一の目的が、それが蓄積されうるということであるかのように議論する」のである (Butt 1837a, 64)。バットは言う。

一国が富裕で快適なのはそこで生産されているものに比例してではなく、そこで使用されているものに比例してなのである。(Butt 1837a, 64)

### 1840年講義における分配重視論

以上のような効用論と生産のための生産批判は、1840年の講義をまとめた『自国産業の保護：それが有利になる状況の考察』(Butt 1846) においては、分配重視論として立ち現れる。この講義で展開される保護関税論(後述)は、「それを富の生産の問題としか捉えない」(Butt 1846, 86. 傍点原文イタリック。) 経済学の教義とは相容れない。なぜならば、「分配

---

<sup>6</sup> バットは「効用」と「価値」はそれぞれスミスの言う「使用価値」と「交換価値」とに対応するが、「価値」については「購買力」を指すとした方がはっきりするとしている (Butt 1837a, 6)。

の問題を忘れるとき、最も重要な点が抜け落ちるからである」(Butt 1846, 86)。バットによれば、一国の生産物全体の交換価値をかなりの程度減少させるが、同時にその分配を良い方向に変化させるために、大部分の人々に最も有利となるような変化というものがありうる。それゆえ、生産された交換価値の総量だけを見て「生産されたその富の本質とその分配の様式とを十分に考慮しない」提言や理論は問題なのである。単に生み出された価値の総量だけではなく、「その価値を体現する諸商品と、それらを共有する人々の数」を検討しなければ、「その科学研究[経済学]の最重要点」である「富の分配」を見落とすことになる(Butt 1846, 103)。バットは言う。

あなたは価値に関する数学的計算を遂行し、その結果にたどり着いて満足しているかもしれないが、その計算の過程が大多数の人々の悲惨と貧困とを伴っているかどうかについては、その国の物資の総価値が増大している限りはきまって、完全に無頓着である。  
(Butt 1846, 104)

「大多数の人々」とあるように、分配を見るにあたって最も重視されるべきは、広い意味での労働者である。一国の豊かさが、貴族が異国の奢侈品を多く所有することによるのか、あるいは労働者の衣食住が良いものであることによるのかには、大きな違いがある。したがって、経済政策を論じる際には「とりわけ、熟練あるいは非熟練の労働に生計を依存している人々への影響」を検討することが、彼らが人口の大多数を占めているがゆえに、重要となる(Butt 1846, 105)。有産者が無産者のことを顧みることなくその利益を追求することを許すような社会制度の状況が健全であるというのであれば、経済学のあらゆる問題は価値についての単なる提言へと成り下がる。だが「十分な労働報酬に対して完全な安全が存在しない社会制度が不健全であるというのであれば、分配の問題を含めないいかなる経済研究も満足のいくものあるいは有効なものとはなりえない」(Butt 1846, 90)のである。

### III 自由放任主義批判

#### バットの保護貿易論

バットの経済学批判の第2の側面は、自由放任主義批判である。

1840年の経済学講義では、バットは保護関税の有用性を説いた。彼によれば、富とはその国の総所得したがってまた生産力の一部を自身の欲するように仕向ける力である。この力により、そうでなければ多数者の必要を満たしていた労働と生産資源とが、1人の者の享受や贅沢のために独占されるのである。とはいえこの独占の弊害は、その所得が国内で支出されることで緩和されうる。なぜならばその支出は労働者の雇用を生み出し、労働者を食わせるものだからである。しかしながら、富者の支出が輸入品に充てられる場合にはこのような「補償」はなくなる。バットが保護関税を重視したのは、それが富者の支出をコントロー

ルし、労働者の生活を改善することにつながるからなのである (Butt 1846, 33-41) <sup>7</sup>.

保護関税の意義を強調するバットの議論は、自由放任主義と鋭く対立するものであった。彼がこの講義で示したのは「その国の生産物が販売されるその自然経路への干渉が、莫大な無数の善を生み出しうる事例」であり、その主張は「一国の勤勉と資本とを自由に任せておけばその結果としてもたらされる最大量の善がその全ての住民に確保されるだろうという提言とは、明らかに、全く一致しない」ものであった (Butt 1846, 83)。彼の議論の根底には「人々が働く意欲を持っているのにパンを稼ぐことができない社会状況があるならば、それに対する干渉があるべきである」 (Butt 1846, 62) という考えがあった。バットは言う。

人々が働く意欲をもっているが彼らの労働をパンと交換する機会を見いだせず、このことが生じている共同体がその技術と力との最善かつ最も注意深く考案される結合によってその全ての人々にパンを見つけられるだけの資源を駆使できるのであれば、その結果を生じさせるための努力があるべきだ…社会の進歩の中で大多数の人々は確実にその分け前を持つべきである。彼らは減少する報酬と増大する彼らの精力への要求のもとで働くままとされてはならず、またさらに悪くなって雇用から全く投げ出されるのを見るままとされてはならない… (Butt 1846, 63) <sup>8</sup>

このような提案は、「労働の報酬が…あらゆる状況で、最も良く、通常の需給原理の調整に委ねることができる」という提言とは「相容れない」ものであった (Butt 1846, 90)。

### 飢饉対応における政府の役割

平時における無産階級の貧困問題への対応として、つまりはアイルランドの構造的問題への対応として自由放任主義を批判するバットが、いわゆる「じゃがいも飢饉」という有事の、突発的事態への対応として政府の積極的介入の欠如を批判するのは当然であった。『アイルランドのための意見：土地における飢饉。何がなされ、そして何がなされるべきか』 (Butt 1847) において、バットは食料の確保と供給とを民間に任せるというラッセル内閣の政策を厳しく非難した。後述の通り、ピール内閣とは異なり、ラッセル内閣は食料供給に関して干渉をせず、商人達の事業が追加的な食料をアイルランドにもたらすと期待したが、それは「社会経済の諸原理の無視による最も不自然な期待」であり、「重大で致命的な過ち」

---

<sup>7</sup> ブラックはこのようなバットの議論について、「他の著作において彼が古典派の立場を一般的に受け入れていること」を考えると「一層興味深い」としている (Black 1953, 30)。バットの保護貿易論については Black (1960, 141-142) も参照。

<sup>8</sup> 「共同体がその技術と力との最善かつ最も注意深く考案される結合」という表現はバークを意識したものと考えられる。この点については本稿IVを参照。なお、バットは次のようにも言う。「子供達の食事を稼ぐために喜んで昼夜働くのにそれができない何百いやおそらく何千もの人々がまさにこの町にいる一方で、この部屋のわれわれの中のある者が、より粗雑な服があらゆる現実的目的に全く同様に良く応えられるのに上質な素材のコートを着てわれわれの虚栄心を満たすのを許す、そのような国家は、貧しい者と働く者に対する義務を果たしていないのである。」 (Butt 1846, 65)

である (Butt 1847, 7-8). なぜなら, 大量の穀物輸入とその流通・小売の体制整備を完全に民間に任せるとすれば膨大な時間がかかるだけでなく, その穀物に対して支払いがなされるという確信がなければそもそもそのような事業はなされないからである. バットは「政府の義務」について次のように述べる.

文明化された生活の通常の要求は, 疑いなく, 利己心がこれらの要求を満たすのに最も適合的な道筋へと彼の活動と精力とを仕向けるという自発的諸過程によって, 最も良く満たされる. だが突然で異常な緊急事態は他の諸手段によって対応されねばならない. これは, その急で重大な目的を達成するために偉大な諸資源が統治権力によって統制されることが全ての者にとって価値あることとなる状況なのである.... プリテンはいまや, 食料供給の国家的努力をせずに国民が飢饉で死にゆくのを許す唯一の文明国という烙印を押されている. (Butt 1847, 11)

### 土地制度改革論

1840年講義におけるこうした自由放任主義批判は, 1860年代後半に書かれた一連の土地制度改革論においても同様に現れる. 周知の通り, アイルランドではじゃがいも飢饉以降地主による土地統合と小作農の追放が急速に展開され, 武力闘争による解決を求めるフィーニアンを生み出すに至った. バットは逮捕されたフィーニアンを弁護士として擁護しただけでなく, 受刑者となった彼らの恩赦を求める運動の主導者ともなった<sup>9</sup>. 同時に彼は1866年から67年の僅か2年間に4冊の著書を発表し, 地主による土地清掃を厳しく批判するとともに, 小作農の保有の安全のための土地立法について提言した<sup>10</sup>.

バットの提案は地代の固定と小作農への63年間の借地権付与という「保守的」(Butt 1866b, iv)な内容ではあったものの, 地主層にとっては「共産主義的」(Butt 1867b, 6)に映るほど明白な国家介入であった. バットによれば, 現状の土地法制度の諸悪の根源は小作農の「保有の不安定」である. だがこれは通常の契約関係に任せていては達成されない. なぜならばこの問題における自由放任は「地主の絶対的で制御不能な支配」(Butt 1866b, vi)に全てを任せることを意味するからである. 自由放任という経済学の教義の前提条件は財が販売のために自由かつ十分に供給され, 買い手間と売り手間の競争があり, 買い手と売り手が対等に交渉できるということである. だがここでは土地の供給は限られ, 借り手はある地主から高額な地代を請求されても他の地主に乗り換えるということができず, また工業が未発達であるため農業以外の職に就くこともできない. つまり「アイルランドの地主・小作農関係は何にも規制されない相互の合意による解決に任せることで申し分なく調整される」とい

---

<sup>9</sup> バットは貧しいフィーニアン達を擁護した結果, たまっていた借金返済が滞ることとなり, 18ヶ月の間投獄された. この点も含め, フィーニアンとバットの関わりについては, White (1946, 212-217)を参照.

<sup>10</sup> ブラックによれば, Butt (1866b)は「[1860年代の]小作農利害の高まる要求の, 最初のそして最も直接的な展示」であった (Black 1960, 51).

う経済学の推論は「誤り」であり、「推定された諸原則を、それらを成り立たせる諸原理が関係しない事例に適用することほど迷惑で軽蔑される術学はない」のである (Butt 1866b, 61-63) <sup>11</sup>.

#### IV 権利論

バットの経済学批判の第3の、最も重要な側面は、権利論—具体的には、自らの労働で自らの生まれた土地に生きる権利、あるいはそれが叶わぬ際に救済を受ける権利に関する議論である。

##### 権利論の萌芽

権利論は、バットの最初期の著作である 1837 年出版の『アイルランド救貧法案の検討』(Butt 1837b) において既に立ち現れている。本書はイングランド救貧法委員会の委員であったニコルズ (Sir George Nicholls, 1781-1865) の手によるアイルランド救貧法案を批判的に検討したものである。バットによればニコルズの「大変な致命的過ち」は、たまたま困窮に陥った個々の人々の救済を法案のねらいとしている点にある。こうした偶然の、一時的な困窮は最も繁栄した国々においても発生する。だがアイルランドで現在問題になっているのはある階級全般の永続的な貧困である。特に人口の 3 分の 1 が十分に食えない状況の改善策が求められているのである (Butt 1837b, 8)。

法案批判の核にあるのは、救済権規定の欠如である。偶然的で一時的な困窮への対応を目的としたニコルズの法案は、救貧院の建設によりその解決を図るものであった。提案された全ての救貧院で救える貧者の数は 8 万人である。だがアイルランドには 200 万人を優に超える貧者がいる。貧しい人々の圧倒的多数は救済されないし、また救済されるか否かは救貧官 Guardians の裁量による。したがって、この法案は「救済権 right to relief を与えない」と

---

<sup>11</sup> 『アイルランドの人々とアイルランドの土地』においても同様の批判が展開されている。

「アイルランドの地代の引き上げに関して競争の過程は存在しない...節操のない土地所有者は、小作農の状況が引き上げられた地代の取り立てに耐えられると思えば、土地管理人を遣わせて地代が引き上げられることを伝えさせるまでである。ほとんどの場合、借地農はそれに従うしかない...地代は開かれた市場において諸商品の価格を一般に規定するのと同じ法則によって定められてはいないのだ」(Butt 1867b, 105)。さらに、バークレイ (George Berkeley, 1685-1753) の『質問者』(Berkeley 1737) のオマージュとして、質問の箇条書き形式でアイルランドの窮状と解決策を訴えた『アイルランドの質問者』においても、自由放任主義批判が展開されている。「9 この状況 [小作農が地主による専横な追い出しと地代引き上げの恐怖に常に晒されていること] が変わることが望まれるとして、法的干渉以外の方法でそれが引き起こされる合理的な見通しがあるのだろうか?」「32 人は自身の力で好きなことをしてよいと言う原理に正当な制限はあるのか、もしあるとすれば、この制限はアイルランドの土地の所有権に対して適用しえないのか?」「164 もしもその国の全ての土地所有者が全ての人々を根絶するよう連携し、その所有地を自身の手の中に収めるとしても、国家がそれを妨げるべく干渉するのは財産権の侵害となるだろうか?」(Butt 1867a, 6, 8, 22)。

いうことになる。この権利について、バットはバーク（Edmund Burke, 1729-1797）を引用する形で次のように述べる。

貧しい者は権利を持っている。コナハト Connaught の飢えた小作農は偉大な政治家そして偉大な哲学者がずっと以前に社会の偉大な共同のあらゆる構成員に属すると宣言した権利を持っている。それは「社会があらゆる技術と力を合わせて彼らのためになしうる全てのこと」に対する権利である（Butt 1837b, 36）。

### 権利論の具体化

1840年代の著作においては、この貧しい者の権利に関してより具体的に言及がされる。まず1840年講義（Butt 1846）では、バークの言う「社会がなしうる全てのことに対する権利」が、社会の一員として生まれたことによる「生得権 a birthright」であり、国王が王冠を継承する権利と同じくらい神聖で破棄できないものであると主張される。神の言葉、すなわち「国家の権威あるいは財産権に先行する憲章」によれば、人々は『額に汗してパンを食べる』権利を有する（60）。生計を立てる力を持つことは「その地に生きるあらゆる者の権利」であり、それを守ることは社会の「第一の、優先する義務」である。人々が働きたいのにパンを稼げない社会は、「本質的、根源的な誤り」を抱えている。「増大する国富のありがたみについて語るのは、もしも貧しい者の安楽をこのために犠牲にしているのならば、無駄である」ということになる（以上、Butt 1846, 60-61）。バットは言う。

貧しい者が土地に住まい食っていけるという偉大な権利、自身の労働により生活手段を稼ぐという偉大な権利が、社会制度の通常の過程で、法的干渉なしで、全てを彼らの自由で自然な発達に任せておくことで完全かつ豊かに守られるのならば、それは良いことだ。だがもしもこの偉大な権利が存在しない社会状態、もしも人々が働きたいのにパンを稼げない社会状態があるならば、そのような状態への干渉があるべきだ。（Butt 1846, 62）

この引用部分はバットの自由放任主義批判の基礎に権利論があることを明確に示している。そして分配重視論と権利論の結びつきについては、1846年に書かれた本書の序文において最も鮮明に浮かび上がる。バットは言う。

貧者の諸権利に対する強い確信があり、共同体の義務についての深い感覚があり、国家の繁栄と呼ばれるに真に値するいかなるものも妨げることなくそうした諸権利を認めそうした義務を果たすことができるという全体的な信念があるので、私は以下のことを信じる。すなわち、いかなる実際的な目的であっても、一国の富を、その人口の大多数によって享受されまた分け与えられる安楽以外の何かを意味すると理解し、価値の創造に関する研究に甘んじ惑わされて効用の分配という真に重大な問題を見落としている経済

学の調査は、ミスリードするよう計算されており、無益であるよりも悪い。(Butt 1846, 22)

富の分配を議論する際に「労働の諸権利」の問題を切り離すことはできない(Butt 1846, 89).

「貧しい者の権利とは何か、貧しい者のあるべき位置はどこか」は社会制度の一大問題であり、経済学はそこから「逃げることは不可能」なのである(Butt 1846, 103).

『アイルランドのための意見』(Butt 1847)と、『援助税』(Butt 1849)においては、こうした権利論がじゃがいも飢饉対応の具体的政策論の中で展開される。周知の通りピール内閣は飢饉対応として穀物法撤廃とは別にアメリカから10万ポンド分のインド産とうもろこし粉等を買付け低価格で販売することで食糧確保に努めるとともに、国庫負担(半分は無償供与、半分は貸付)による救済目的の公共事業により雇用を保障した。しかしながら続くラッセル内閣は政府による食糧確保は行わず、1846年には公共事業を国庫負担ではなくアイルランドの地主による負担によって行っていく「失業救済税法 Labour Rate Act」を成立させた。1847年6月には救貧法を改正し院外給付を一部認め、救貧法による飢饉対応へと舵を切った。これにより財政が悪化した教区に対応するため、1849年5月には援助税法 Rate-in-Aid Act を制定しアイルランド全土に新たな資産課税を行った<sup>12</sup>。

バットはこうしたラッセル内閣の一連の飢饉対応を厳しく批判したが、失業救済税法や改正救貧法の理念そのものについては、権利論の観点から評価した。失業救済税はアイルランドの地主のみが負担する点で大いに問題であり、同法下で公共事業は無駄なものばかりである。しかしながら、失業救済税法の原理は、働く意欲のある全ての居住者に生活手段を付与することはその地域の義務であるというものである。つまり「自身の労働によって自身のパンを稼ぐというあらゆる者の権利を完全に認める」という原理が、アイルランド関連の立法において初めて具現化したのである(Butt 1847, 18-19)。改正救貧法についても、それを飢饉対応に活用することには激しく反対する一方で、それが院外救済を認めたことについては評価する。同法は「いかなる階級の人においても初めて、支援への権利を認めている」のである(Butt 1847, 34)<sup>13</sup>。とはいえ、その救済権規定は十分なものではなく、バットは救貧法の更なる拡大が課題となると述べる<sup>14</sup>。

---

<sup>12</sup> 以上の点についてはとりあえず Vaughan (1989, chap 12, 14, 16) を参照。

<sup>13</sup> 『援助税』ではこの法改正を次のように振り返っている。「経済学者の方策と労役場テストの冷血な残忍性がその法の番をしたが、人間性と正義の要求が究極的には支配的となり、働く意欲のあるあらゆる者が持つ、食料を与えられる権利を、実際には不完全だがある程度は認めた。この権利は全く明白に正義に基づくので、二度と追いつけないものである」(Butt 1849, 22)。

<sup>14</sup> 『援助税』においてバットは飢饉対応の全負担をアイルランドに課す仕組みとして援助税法を厳しく批判し、財源委譲も含めた包括的な代替案を提示する。バットの諸方策には鉄道をはじめとした社会資本整備や未開墾地の強制購入と小作農への貸与または販売等が含まれていたが、それらは「働く意欲のあるあらゆる者が持つ、食料を与えられる権利を認め、彼の労働を購入し

アイルランドの恒久的繁栄のためには、現在提案されているものよりもさらに寛大な救貧法の拡大が避けられない必須条件であるとわれわれは信じている。上流階級にどれだけ負担がかかろうとも、働く意欲のあるあらゆる者が持つ、食料を与えられる権利が、完全かつ寛大に認められていない国は、繁栄しないとわれわれは考えている。財産権はこの義務が果たされるまでは発生しない。(Butt 1847, 33)

### 自然法学的観点の強まり

1860年代の土地制度論においては、この貧しい者の権利と財産権との関係が、自然法学的観点をより強く押し出した形で論じられる。60年代の著作において、バットは小作農の劣悪な借地条件を改善し地主による土地清掃を食い止めるための土地制度改革案を提示する。それは地主の財産権を「生まれた土地に生きるというアイルランドの人々の先行するより高い権利」と和解させるものである(Butt 1867b, 28)。土地所有権は全ての者の利益となる土地利用に必要である限りにおいて正当化される「国家の創造物」であって、「いかなる自然権にも拠らない」(Butt 1867b, 31)。バットは言う。

土地に関する立法においてわれわれは誰の利害を考えるべきなのか？社会契約は、財産を持たない者に対して自らの権利を維持するために結束するべく財産所有者の間で結ばれるものではない。それは土地に住む全ての人々の間の契約である(Butt 1867b, 145)。

このような財産権の位置付けを前提に、バットは土地清掃に象徴される地主の裁量的権力行使に対する批判と政府の干渉の重要性に関する主張とを、同じく自然法学的観点から展開する。現在の土地法は地主に絶対的な所有権を与えており、好きなだけの地代を要求し、都合の良い契約を行い、裁量的にその契約の履行を強制し、その契約が許す限りにおいていつでも借地契約を終了できる。こうした地主の行為は「いかなる財産所有者もそれを共同体の損害になるよう行使してはいけないという、偉大な社会契約それ自体の一部として存在しているおおもとの合意の侵害」である(Butt 1866b, 77)。それゆえこうした行為を止めるための国家による干渉は財産権の侵害にはあたらない。「他のあらゆる対処法が失敗する時には法と財産権に対立し自然的正義と自然権 *natural justice and right* を支持するかたちで干渉することが国家の最高権力の義務である、という原則」に基づく限りそれは正当化されるからである(Butt 1866b, 81)。小作人による土地改良が地主のものとなるような法制度は、「自然的正義と自然権とに反している」(Butt 1867a, 19)。イギリス議会はアイルランドの小作人の権利を明確に定めそれを守る義務がある。この点についてバットは次のように述べる。

---

それを国の資源の増大のために用いることでその権利に応えるまでは無駄に違いない」ものであった(Butt 1849, 64)。

彼ら [イギリス議会] によるそれ [小作人の権利] の確定は、歴史の事実によって、そして社会契約の全ての権利の土台として、そうした権利を保護する諸法に含まれないにしてもそれら諸法を常に制御するにちがいない、自然的正義の偉大な諸原理によって、なされなければならない。こうした諸原理に基づき、イギリス議会は偉大な「権利請願」を、アイルランドの古いケルト人が生まれた地で生きそして働くよう許される権利要求 claim を取り決めなければならない (Butt 1866b, 81-82)。

## V まとめと展望

バットが効用論を展開した背景には生産される交換価値の総量を人々の豊かさと同一視する見解への批判があり、それは社会の多数派を占める働く者たちの生活状況こそを問題にすべきであるとする分配重視論につながっていた。また、保護関税の擁護論と土地制度改革論にみられた自由放任主義批判の背景にも、やはり小作農も含めた広い意味での労働者が食えるよう干渉することが国家の義務であるとする主張があった。

こうしたバットの議論の根底に一貫して流れていたと言えるのが自然法学をベースにした権利論であった。バットはバークを援用し、あらゆる人々、とりわけ貧しい者たちが、貧困に対し社会ができる最大限のことへの権利を有している点を何度も強調した。この「生まれた土地に生きる権利」は「生得権」であり、財産権との関係でいえば「先行するより高い権利」であった。地主による土地清掃はまさにこの権利の、つまりは「社会契約」の侵害であった。だからこそ「法と財産権に対立し自然的正義と自然権を支持する形で干渉する」ことが国家の義務となるわけである<sup>15</sup>。

正統的経済学を教授する立場にもあったバットの経済思想の根底に自然法学をベースにした権利論があったという事実は、自然法学と経済学の間を考えると非常に興味深い。経済学成立の「槓桿的役割」を果たした自然法思想は経済学には「不要」となり (水田 1954, 131; 同 1968, 354)、「自然法思想の階級的トゥレーガーの交替」により「ゴドウィンの無政府主義の基礎づけたるの方向をたどる」(内田 1962, 162) -バットの経済思想は、自然

---

<sup>15</sup> 以上のような特徴をもつバットの経済思想には、バークリー、バーク、そしてドイル (James Wallen Doyle, 1786-1834) といったアイルランドの思想家の影響を見てとることができる。バットと血縁関係にもあったバークリーの影響は特に保護貿易論や分配論のうちに現れたが (Berkeley 1712)、権利論の源流はむしろバークであった。バットは上述の通りバークの『省察』における権利論を初期の頃から晩年に至るまで数度にわたり引用した。また直接的に引用や言及はされていないが、『カトリック刑罰法論』等における自然権論もまたバットの議論に影響を与えたものと推察される (Burke 1756; 1765; 1790)。そして政治的にも宗教的にも異なる立場にありながらも貧しい者の権利を論じたとして賛辞を与えたのがドイルであり (Butt 1846, 139)、ときに経済学批判を交えながらの個人の救済権と国家の救済義務の強調は、バットの主張と重なるところが大きい (Doyle 1825; 1831a; 1831b)。以上の点についての深掘りは今後の課題としたい。

法学と経済学の関係についてのこうした支配的見解の枠組みには収まらないように思われる。アイルランドは富者の私有財産権と貧者の生存権との対立が社会的分業の生産力(=前者の徹底)によって緩和されなかった顕著な例であり、その経済学が自然権論に立ち返るものとなったのは必然だったというべきかもしれない<sup>16</sup>。

## 引用文献

Berkeley, George. 1737. *The Querist, Containing Several Queries, Proposed to the Consideration of the Public*. In Fraser, A. C. (ed). 1871. *The Works of George Berkeley, D. D. Formerly Bishop of Cloyne. Vol. 3*. London: Oxford at the Clarendon Press.

Black, R. D. C. 1947. "Economic Studies at Trinity College, Dublin.- I". *Hermathena* (70): 65-80.

————— 1948. "Economic Studies at Trinity College, Dublin.- II". *Hermathena* (71): 52-63.

————— 1953. "The Classical Economists and the Irish Problem". *Oxford Economic Papers, New Series* 5(1): 26-40.

————— 1983. *The Irish Dissenters and Nineteenth-Century Political Economy*. In Murphy, A. E. (ed.) *Economists and the Irish Economy from the Eighteenth Century to the Present Day*. Dublin: Irish Academic Press.

Burke, Edmund. 1756. *A Vindication of Natural Society: or a View of the Miseries and Evils Arising to Mankind from Every Species of Artificial Society. In a Letter to Lord \*\*\*\*, by a Late Noble Writer*. In *The Works of the Right Hon. Edmund Burke, with a Biographical and Critical Introduction, by Henry Rogers. and Portrait after Sir Joshua Reynolds. Vol. 1*. London: Samuel Holdsworth, 1842.

————— 1765. *Tracts, Relative to the Laws Against Popery in Ireland*. In *the Works of the Right Hon. Edmund Burke. Vol. 2*. 1842.

————— 1790. *Mr. Burke's Reflections on the Revolution in France, and on the Proceedings in Certain Societies in London Relative to That Event: In a Letter Intended to Have Been Sent to a Gentleman in Paris*. In *The Works of the Right Hon. Edmund Burke. Vol. 1*. 1842.

Butt, Isaac. 1837a. *An Introductory Lecture, delivered before the University of Dublin, in Hilary term*,

---

<sup>16</sup> アイルランド出身ではないが、同時期にアイルランド改革論をライフワークとしていたスクロップ (George Poulett Scrope, 1797-1876) の経済学もまた自然権論をベースにしていた。この点については拙稿井坂 (2018) を参照。

1837. Dublin: William Curry, Jun. and Company.

————— 1837b. *The Poor-Law Bill for Ireland Examined: Its Provisions and the Report of Mr. Nicholls Contrasted with the Facts Proved by the Poor Inquiry Commission, in a Letter to Lord Viscount Morpeth, M. P. His majesty's Principal Secretary of State for Ireland.* London: B. Fellowes.

————— 1838. *Rent, Profits, and Labour: A Lecture Delivered before the University of Dublin in Michaelmas Term, 1837.* Dublin: William Curry, Jun. and Company.

————— 1846. *Protection to Home Industry: Some Cases of Its Advantages Considered. The Substance of Two Lectures Delivered before the University of Dublin, in Michaelmas Term, 1840.* Dublin: Hodes and Smith.

————— 1847. *A Voice for Ireland. The Famine in the Land: What Has Been Done and What Is To Be Done.* Dublin: James McGlashan.

————— 1848. *"The Rate in Aid": A Letter to the Right Hon. the Earl of Roden, K. P.* Dublin: James McGlashan.

————— 1866a. *Fixity of Tenure: Heads of a Suggested Legislative Enactment; With an Introduction and Notes. To Which Are Added Queries, Proposed for the Consideration of All Who Desire to Solve the Problem of Ireland's Social Condition.* Dublin: John Falconer.

————— 1866b. *Land Tenure in Ireland: A Plea for the Celtic Race. 3rd Edition.* Dublin: John Falconer.

————— 1867a. *The Irish Querist: A Series of Questions Proposed for the Consideration of All Who Desire to Solve the Problem of Ireland's Social Condition.* Dublin: John Falconer.

————— 1867b. *The Irish People and the Irish Land: A Letter to Lord Lifford; With Comments on the Publications of Lord Dufferin and Lord Rosse.* Dublin: John Falconer.

Doyle, James Warren. 1825. *Letters on the State of Ireland: Addressed by J. K. L. to a Friend in England.* Dublin: Richard Coyne.

————— 1831a. *Letter to Thomas Spring Rice, Esq. M. P. &c. &c. on the Establishment of a Legal Provision for the Irish Poor; and on the Nature and Destination of Church Property.* Dublin: Richard Coyne.

————— 1831b. *The Right. Rev. Dr. Doyle's Letter, on Poor Laws, in Reply to Mr. Senior, of London.* Dublin: J. Byrn.

McCaffrey, L. J. 1960. "Isaac Butt and the Home Rule Movement: A Study in Conservative

Nationalism". *Review of Politics* 22(1): 72-95.

McCormack, W. J. 1989. "Isaac Butt (1813-79) and the Inner Failure of Protestant Home Rule". Brady, C. ed. *Worsted in the Game: Losers in Irish History*. Dublin: Lilliput Press.

Moss, L. S. 2010. "Isaac Butt and the Early Development of the Marginal Utility Theory of Imputation". *The American Journal of Economics and Sociology*, 69(1): 210-231.

O'Day, A. 2006. Nationalism and Political Economy in Ireland: Isaac Butt's Analysis. Swift, Roger and Kinealy, Christine (ed.) *Politics and Power in Victorian Ireland*. Dublin: Four Courts Press.

———. 2008. "Butt, Isaac (1813-1879)" in *Oxford National Biography Online*.  
(<https://doi.org/10.1093/ref:odnb/4222>)

———. 2010. "Isaac Butt and Neglected Political Economists". *Research in the History of Economic Thought and Methodology*, 28(B): 375-401.

Seligman, E. R. A. 1903. "On Some Neglected British Economists - II". *Economic Journal*, 13(52): 511-535.

Spence, J. 2001. Isaac Butt, Irish Nationality and the Conditional Defence of the Union 1833-70. In Boyce, D. G. and O'Day, A. (ed.) *Defenders of the Union: A Survey of British and Irish Unionism since 1801*. London: Routledge, 65-89.

Thornley, D. 1964. *Isaac Butt and Home Rule*. London: Macgibbon and Kee.

White, Terence de Vere. 1946. *The Road of Excess*. Dublin: Browne and Nolan.

Vaughan, W. E. (ed). 1989. *A New History of Ireland V: Ireland under the Union, I 1801-70*. Oxford University Press.

井坂友紀. 2018. 「スクロウプの自然権論とレッセ・フェール批判」『経済学史研究』60(1): 40-57.

上野格. 2003. 「『ダブリン学派』の先駆性: ロングフィールドとハンコック」『成城大學経済研究』(159): 406-385.

———. 2005. 「政治経済学の『中立性』: 19世紀アイルランドにおける政治経済学の役割」『成城大學経済研究』(167): 63-82.

内田義彦. 1962. 『増補 経済学の生誕』未来社.

杉山忠平. 1959. 「アイザック・バットの経済思想」『経済研究』10(2): 111-117.

水田洋. 1954. 『近代人の形成』東京大学出版会.

———— 1968. 『アダム・スミス研究』 未来社.